



事務所だより 1月号

西田成希税理士事務所

明けましておめでとうございます

旧年中は大変お世話になりました。

早いもので平成も30年になるんですね。平成生まれの子は30歳です！改めてこちらが歳を取ったと思います(T_T)。

さて、今年から来年にかけてはいろいろ動きがある年になりそうな予感です。スポーツでは、平昌オリンピックがあります。平昌オリンピックは2月9日から2月25日までの17日間で行われます！確定申告で忙しいときに…。寝不足の原因が「確定申告」なのか「テレビの見過ぎ」なのか…。ピミョーです(>_<)。個人的にはジャンプ女子の高梨沙羅さん、スピードスケート女子の小平奈緒さんや高木美帆さんに金メダルを取ってほしいです。小平奈緒さんと高木美帆さんは、前哨戦で圧倒的な強さを誇っています。このまま突っ走ってほしいです(なんとなく日本人は大事な時に勝てない…。今度こそは！です)。

6月にはサッカーのワールドカップがあります。こちらも頑張ってもらいたいです(サッカーはあまり興味がないので、こんなもんで(^;))。日程は6月8日から7月8日の1カ月間です。

あと、夏の甲子園が今年で100回目を迎えるそうです。私の「事務所だより」は148号なので私の勝利です(なんのこっちゃ…(^;))。野球といえば大谷翔平選手、大リーグでの二刀流が通用するのか？これは興味があります。

そして9月16日は歌手の安室奈美恵さんが引退です。昨年末の紅白歌合戦は、大盛り上がりでしたね。友人が安室奈美恵さんのファンでコンサートに行ったことがあるのですが、「衣装替え」のみの「おしゃべり」なし、で3時間歌い放しだそうです。すごいパワーに圧倒されたと言っていました。引退するということは、それだけのパワーを持続するのが難しいのでしょうか。私のテニスも昔のように動けないですもんね(レベルが違うか…)。

10月は築地市場が豊洲へ移転します。小池都知事が変わってから揺れに揺れた築地市場。うまく移転して豊洲市場として名所になればいいですね(行く機会は今なさそうです…)。

年の後半は少し落ち着きますが、2019年に向けての動きがありそうです。2019年4月で平成も終わります。次の元号は？気になりますね。また、ラグビーのワールドカップや東京オリンピックが近づいてきます。そして、消費税の増税も…。

いろいろあって、今年もあっという間に過ぎそうですね(^;))。では、2018年最初の事務所だよりをお送りします。本年もどうぞよろしくお願いたします。



四天王寺です。593年に聖徳太子により建立されました。中国からの観光客でいっぱいでした。

☆ お知らせ (平成30年1月の税務)

期 限	項 目
1月10日	前年12月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
1月22日	前年7月～12月分源泉所得税の納付(納期特例分)
1月31日	支払調書の提出
	源泉徴収票の交付
	固定資産税の償却資産に関する申告
	前年11月決算法人の確定申告 <法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税>
	2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告 <消費税・地方消費税>
	法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告 <消費税・地方消費税>
	5月決算法人の中間申告 <法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>(半期分)
	消費税の年税額が400万円超の2月、5月、8月決算法人の3月ごとの中間申告 <消費税・地方消費税>
	消費税の年税額が4,800万円超の10月、11月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(9月決算法人は2ヶ月分) <消費税・地方消費税>
	給与支払報告書の提出
	給与所得者の扶養控除等申告書の提出
	個人の道府県民税及び市町村民税の納付(第4期分)

☆ 金地金の密輸が前年比1.6倍

全国の税関当局が2016年7月～2017年6月の1年間に摘発した金地金の密輸事件は前年度比1.6倍の467件で、過去最悪を記録したことが財務省の発表で明らかになりました。密輸事件は消費増税後に急増していて、日本の税制を悪用した闇ビジネスの実態が浮かび上がります。

金の密輸事件は2014年の消費税率引き上げを境に急増。2013年度は8件でしたが、増税後の2014年度に177件、2015年度に294件と急激な右肩上がりとなっています。2016年度の467件は3年前の58倍という異常な伸び率で、脱税額でみても3,100万円から8億7千万円にまで増えている状況です。

金は世界共通の価格で売買されていますが、日本での売買には消費税がかかるため、例えば1億円の金塊を外国で購入し、日本で売ると1億800万円を受け取れます。そのため海外から

金を持ち込む者には、税関であらかじめ消費税分 8% を納めることを義務付けていますが、入国時に申告せずに税関をすり抜け、日本国内の買い取りショップに持ち込んで利ザヤを抜く “ビジネス” が横行。消費増税によって利ザヤが大きくなっていることから密輸が急増しているというわけです。

税関を抜けるための手口は様々で、粘着テープで足の裏に金を張り付ける者や、ブレスレットやベルトのバックルに加工して持ち込む者、キャリーバッグのハンドル部分に隠す者が摘発されています。そのため今後は、空港などに設置する金属探知機やエックス線検査装置の台数を増やすことが検討されているそうです。

☆ 音楽が鳴っていてもダンスを止められるか？

株価の好調が続いていますが、この株価上昇には二つの対立した見方があります。一つは実体経済に裏打ちされたもの、もう一つは余剰マネーによる金融相場だとするものです。前者だとすれば、今後ともある程度長期間にわたる株価上昇が期待できますし、後者だとすれば、いわゆるバブルであり、マネーの流れが変わった時の下落を覚悟しておかなければなりません。

「バブルははじけて初めてバブルと分かる」

これはかつての FRB 議長アラン・グリーンズパン氏の言葉です。この言葉から分かりますとおり、今の段階でバブルかどうかは定かではありません。ただ、カネ余り状態は恒常化しており、バブルの危険性は頭の片隅に置いておいた方がいいのかもしれませんが。

金融は金融だけでは収益を生まず、実物経済を豊かにすることを通して初めて収益を獲得するというのが、本来の姿です。ところが、バブルでは、金融が実物経済と乖離してひとり歩きをはじめます。

資本主義が発達すると投資のフロンティアが減少し、実物経済の成長率は低下していきます。一方、資本主義の成熟に伴いマネーの蓄積は益々進みます。すると、マネーの実物経済に対する収益効率は下がっていきます。現在の日本の預金金利はほとんど 0% に近い水準ですが、それは金融当局の意向で決まったものではなく、実物経済の成長率に依存したマネーの収益率に他なりません。マネーの収益率である金利は実物経済に貢献することで収益をあげるということを是認すれば、雀の涙ほどの預金金利もうなずけます。

しかし、人間はそれほど理性的ではありません。より高い収益性を求めてマネーをどこかに振り向けようとし、株式などの金融資産がその対象となります。

多くの人と同様な投資行動を取ると、値上がりや値下がりによるバブルが発生するのです。ただ、実体経済と遊離したバブルである限り、「はじける」ことも必然です。

バブルは資本主義経済である限り不可避であり、バブルは必ず発生するという前提で対処した方がよさそうです。バブルにまったくかかわらず、低い預金金利で我慢し続けるというのも有力な対処法です。

一方、バブルにかかわるのであったら、「早く乗って早く降りる」ことが求められます。特に早く降りることが重要です。ピークで売り抜こうとすると、売り時を逸します。

シティグループの元の CEO プリンズ氏は、かつてのサブプライムローンで生じた金融危機について、『音楽が鳴り止まない限りダンスは止められない』と述べたそうです。

バブルの本質を突いた名言です。

危ういとは分かってはいても、音楽は鳴り、他の皆が楽しく踊っているのに、自分だけ踊りを止めるわけにはいかないというのです。

しかし、これからの投資家に求められる不可欠の素養は、皆が楽しく踊っている（他の人は儲かっている）のに、いや踊っているからこそ、そこから降りる勇気なのではないかと思えます。

☆ 女性の就業率 過去最高

政府は 2017 年版「男女共同参画白書」を閣議決定しました。これは男女共同参画基本法に基づき作成している年次報告書で、今年度は女性活躍推進法施行後の現状と課題を挙げています。

同白書によると 2016 年の 15 歳から 64 歳の女性の就業率は 66.0% で過去最高となりました。これは男女雇用機会均等法が施行された 1986 年の 53.1% から 13 ポイント上昇したことになります。

◆ 地域別の就業率は？

都道府県別で見ると、平成 27 年時点の女性の就業率は福井県 74.8% が最も高く、次いで富山県 72.2%、島根県 71.8% となっています。北陸地方が高い理由としては 2 世代、3 世代と一緒に住んでいる家庭が多いため子育ての負担が軽減でき、出産後も仕事に復帰しやすい環境が整っていること等が挙げられています。

また、就業率が低いのは奈良県 58.5%、兵庫県 60.6%、大阪府 61.4% となっています。福井県と奈良県の差は 16.3 ポイントもあることから、地域によってばらつきがあることがわかります。

◆ 海外では北欧が高い

また、海外諸国とでは日本の女性就業率は OECD (経済協力開発機構) 35 カ国中 16 番目 (OECD 平均 58.6%) です。

最も高い国はアイスランド 81.8%。以下スイス、スウェーデン、ノルウェーが続き、北欧は女性が働きやすい環境が整っている様子が伺えます。

◆ 2020 年までに女性管理職を 30% に

日本の女性管理職の割合は全国平均 13.4% です。高知県 21.8%、青森県 20.3% で 20% を超えますが、滋賀県、石川県ともに 8% と 10% 未満も 6 県あります。

女性活躍推進法が施行されて 1 年以上たちましたが、政府は 2020 年までに女性管理職の割合を 30% にするという目標を掲げています。数字だけ見るとなかなか難しい状況に見えますが、政府は女性活躍の目標設定や情報の見える化をさらに進めていくとしています。各企業がどう取り組むのかが問われるでしょう。

西田成希税理士事務所
〒659-0053
兵庫県芦屋市松浜町 6 番 14-2 号
電話 090-7490-7396
FAX 0797-78-6488